

翻訳者コメンタリー『同時通訳の起源 ニュルンベルク裁判』

津崎由佳子

(モントレー国際大学会議通訳修士課程修了)

Abstract

This is a summary of the commentary submitted with the partial translation of “The Origins of Simultaneous Interpretation: The Nuremberg Trial” by Francesca Gaiba. This serves in part to complete the requirements for a Master of Arts degree in Conference Interpretation at the Monterey Institute of International Studies. The purpose of this commentary is to analyze the target text by applying various translation theories and discuss the strategies and solutions that were utilized in dealing with the challenges faced in the translation of the source text.

1. はじめに

本稿は、フランチェスカ・ガイバ (Francesca Gaiba) 著『The Origins of Simultaneous Interpretation: The Nuremberg Trial (同時通訳の起源 ニュルンベルク裁判)』より第 1 章「Before The Trial (開廷前)」、第 3 章「Reliability and Impact of The Interpretation (通訳の信頼性とその影響)」および「Conclusion (結び)」を邦訳する過程で直面した課題に対し、翻訳理論を踏まえた分析を行なったものである。

2. 翻訳にあたり直面した課題とその解決方法

2.1 スコポスの定義

ハンス・フェアメーア (Hans Vermeer) は、翻訳理論のひとつとして「スコ-pos理論」を掲げている。「スコ-pos (Skopos)」とは「目標」、「ゴール」、「意図」を意味するギリシャ語である (Vermeer, 1996, p. 4)。フェアメーアは、「翻訳は、起点テキストの目指す目的が目標文化においてできる限り果たされることを意図しており、その目標文化には当然、対象となる読者も含まれる」としている (前掲:p. 6)。ピムによるとこのアプローチは、「異なる機能の実現のために、同一の起点テキストをさまざまな訳し方で翻訳することが可能だ」(ピム, 2010, p. 73) という考えを受け入れたものだ。本書の翻訳にあたり、このスコ-posをまず明確にすることから始めるべきだと考えた。本書の「翻訳の目的」を定義することで、翻訳にあたり直面するさまざまな課題にも適切に対応できると考えたためだ。

本書の目的は、ガイバが「Introduction (はじめに)」で述べているように、誰がいつ、どのようにして同時通訳は可能だと考えたのか明らかにし、ニュルンベルク裁判における同時通訳の

誕生について詳細な研究結果を提示することである(Gaiba, 1998, p. 20)。読者には大きく分けて2種類あると想定される。職業や学問の対象として何らかのかたちで通訳・翻訳に携わる人々、そしてニュルンベルク裁判という歴史的事象に興味を抱く人々だ。また本書は英語で書かれているため、英語を理解する読者を対象にしていることも明白である。一方、翻訳の目的は何だろうか。日本語への翻訳においては、本書の置かれた状況と異なる点が2つある。まず、対象が英語を理解する人々から日本人へと移り変わっていることが挙げられる。そしてもうひとつは、「通訳学は若い学問である」(武田, 2008, p. 177)こと、中でも特に日本における通訳研究は、1990年の「通訳理論研究会」の発足から数えても20年ほどしか経っていない(前掲: p. 179)ことに関連している。ここ数十年で日本における通訳研究が大きく発展したとはいっても、例えば、同時通訳の歴史を振り返るうえで欠かせないニュルンベルク裁判の通訳に関する体系的な日本語文献はほとんど見当たらない。ニュルンベルク裁判の同時通訳については、裁判で通訳を務めたジークフリート・ラムラーが2006年に日本通訳学会の主催により神戸で行なった講演をまとめた記録『ニュルンベルク裁判と同時通訳』があるが、これを除けば、鳥飼の『通訳者と戦後日米外交』や武田の『東京裁判における通訳』を始めとする通訳研究の文献の中に言及が見られる程度ではないだろうか。こうした背景から、本書に興味を抱くきっかけが通訳・翻訳に対する関心であれ歴史に対する興味であれ、日本の読者には入手が難しい情報を、できるだけ正確に、翻訳を通じて伝えることが訳者の「目的」であると考えた。こと通訳の歴史に関しては、英語を理解する読者になら手に取って比較分析することが可能な他の文献も、多くが英語でありまだ邦訳されていない可能性が高い。そのため、研究者の間で見識の違いがある点が本書の記述にあれば、過度にならないかたちで議論の一部を提示することが、通訳に関し知識を深めようとする読者の意図に添うことになると考えた。同時に、読者が日本人であることを踏まえ、日本に関連する記述があれば合わせて提示し、通訳の歴史に詳しくない、またそれほど強い興味のない読者でも、できるだけ内容を身近にとらえ、全体像が見えるようにすることを試みた。日本に関連する記述の具体例は以下に詳述する。

スコポスに基づいて問題を解決した例を挙げよう。ガイバは、第1章でニュルンベルク裁判以前の通訳の歴史を振り返り、“Interpreting was born around 1920”と述べている(Gaiba, 1998, p. 27)。ここでは“interpreting”という語をめぐって、これが「通訳という行為」を指すのか「通訳という職業」を指すのかについて混乱が生じる可能性がある。この箇所だけを読むと、“interpreting”でガイバが言わんとしているのは「通訳行為」のことと読めてしまう。“Interpreting”の一語だけでは通訳行為を行なう「人」に焦点が置かれないからだ。しかしそうすると、通訳そのものの歴史が1920年頃に始まったと著者が主張しているように読める。しかしこれは事実ではない。通訳の歴史は古代にまで遡り、ウィーン大学で通訳を教えるイングリッド・クルツ(Ingrid Kurz)が述べるように、紀元前3000年のエジプトには、「通訳者」を表す「ドラゴマン(dragoman)」を意味するヒエログリフが存在しており、異なる言語を話す人々のコミュニケーションを仲介する通訳者が存在したことが分かっている(Kurz, 1985, p. 213)。またバイゴリによると、1919年のパリ講和会議を機に、同会議で設立が決まった国際機関や外交の場においてフランス語と並び英語を使用言語とすることになったことから、1920年代に入り諸機

関で通訳行為を行なうフリーランス通訳者の市場が誕生した(Baigorri, 2000)。日本の通訳の歴史を振り返っても、鳥飼によれば古くは遣唐使にまで遡ることができ、江戸幕府が長崎を直轄支配地とし唐通事を創設した1604年には既に通訳者の制度が存在したと考えることができる(鳥飼, 2007, p. 59-60)。つまり通訳の歴史、通訳者という職業の歴史は1920年より前に遡るのである。しかし、本書の記述だけではこの事実を知ることはできず、“interpreting”が通訳行為を指すのか職業としての通訳者を指すのか定かではない。そのため訳文には訳注を付し、「原文には“Interpreting was born around 1920”とあるが、これは職業としての会議通訳がこの頃誕生したことを指すと考えられる。また、通訳の歴史そのものは古代にまで遡り、紀元前3000年のエジプトには『通訳者』を意味するヒエログリフが残されている。また日本にも遣唐使の時代には既に通訳者が存在し、『通詞』として中国・ポルトガル・オランダとの取引に従事するなど、古くから通訳業務に携わっていた」と情報を追加することにした。このような対応をすることにしたのは、「通訳の歴史に関して欧米では共有されてきた情報を、日本の読者にもできるだけ正確に伝える」という翻訳の「目的」を果たすためである。また、単にエジプトの例について触れるだけでなく長崎通詞にも言及したのは、翻訳の対象が日本の読者であることから、日本の通訳にも触れることで本書の内容をより読者に近付けられるのではないかと、という意図があったことだ。また訳注の付け方についても翻訳の「目的」に従い、章の最後ではなく注を付けた箇所が含まれるページの最後に記載することにした。これは、訳注を付けた箇所とその説明が同一ページにあったほうが読者の注意を喚起しやすいと考えたためだ。著者の見解と、それとは異なる見方をその場で対比させることで、わざわざページを章の最後まで繰らなくても読者が簡単に両者を比較し、通訳の歴史についてさまざまな知識を蓄えられるようにしたいと考えたのである。「訳注」という手段については翻訳者の倫理や介入とも密接に関わるため、本書の同一箇所を例に引きながら後述する。

2.2 外国語の表記

2.2.1 固有名詞の翻訳

起点テキストに人名・地名などの固有名詞が含まれる場合、翻訳者にはどのような対応が可能か。固有名詞は翻訳せず、綴りをそのまま表記したり音を表現したりするのが一般的だろう。一方で、翻訳理論が専門の藤濤文子は、『翻訳行為と異文化コミュニケーション——機能主義的翻訳理論の諸相——』の中で、固有名詞の翻訳方法にも、実は多様な方略があり得るのではないかと述べている。藤濤は、通常は翻訳せずに目標テキストに持ち込むべきだと考えられる固有名詞にも、「意味的側面が価値を持つ場合もあり、翻訳の際に音を重視するか意味を優先するかを選択を迫られたり、あるいは第三の道を模索することが必要となることもある」と主張する(藤濤, 2007, p. 46)。例えば日本語への翻訳においても、「音韻体系の違いやカナ表記の限界や習慣から、原音通りの正確な再現とはならず、(中略)原音からずれた日本語への同化」が起きることが多く、これは「音の正確さを犠牲にして、目標言語文化における発音のしやすさ、受け入れやすさを優先するという選択行為」の表れだと考えられる(前掲:p. 47-48)。つまり、綴りや音などの形式を厳密に維持すべきだと考えられがちな固有名詞も、翻訳の対象

として実は多様な対応方法が存在するのである。本書の中にも、英語、ドイツ語、フランス語の人名・地名が多数含まれ、それらをどう訳文に反映させたらよいか対処には頭を悩ませた。藤濤によると、固有名詞の翻訳方法には、音だけを再現する「音の適応」から起点テキストに固有名詞が付されていないにもかかわらず目標テキストで翻訳者が命名してしまう「創造」まで、全部で11の方略がある(前掲:p. 65)。本書に含まれる固有名詞の翻訳にあたって、訳者はこのうち以下のような方略を用いることになった。

(表1) 翻訳にあたって使用した固有名詞の翻訳方法一覧

翻訳方法	例
音の適応	Herman Göring → ヘルマン・ゲーリング
複写と音の適応	^{ウエールマン} ^{ボルマン} Woermann, Bormann
本文中の補足説明	”Pine” という名前
類義語で言い換え	ジャクソン判事 → 判事

上記について、なぜ特定の方略を選んだのか簡単に説明したい。まず「1.音の適応」だが、これは一般に使われる対処法と同じで、音を再現しただけで読者に十分に伝わると判断したためだ。原文の綴りを表記する複写も、このような場合には特に必要ない。次に「2.複写と音の適応」だが、ここでは音の再現に加えて複写が必要であると判断した。これらの単語が登場するのは、ロバート・ジャクソン判事のドイツ語の発音が正確でなかったため、通訳者ですら判事の発言を理解できなかった、という箇所である(Gaiba, 1998, p.103)。単語の綴りを見ただけでも、両者が非常に似ており、発音が少しでも違えば違う意味に取られてしまったらうことは想像に難くない。そのため、単に音の適応を行なうだけでなく、複写により両者がいかに類似しているかを視覚的に示す必要があると考えた。また、綴りと音を併記する際には、当初、「綴り(音)」という表記方法を採用し、例えば「Bormann(ボルマン)」のように表記していた。しかし、この方法だと、単語を先に読んだ後にその読みが目に入り、情報の受け取りにどうしても時差が生じてしまう。本書のこの場面では、判事の発言を聞いていた通訳者が、発音の誤りのために音を正しく拾えなかったという「聞く」作業に焦点が当たっているため、訳文でも「単語と音」が同時に耳に入ってくる一体感をなんとか表したいと考えた。そのため、「漢文訓読の伝統のある日本語においては、(中略)違和感を覚えずに」(藤濤, 2007, p. 58)受け入れられているルビという手法を使うことで、単語と音の一体感を表現することにした。

次に「3.本文中の補足説明」だが、これは通訳者が、話者の発言を残さず通訳するよう叱責を受けた後、証人の苗字である“Pine”すらもドイツ語に訳してしまった場面で使用した。原文は“the judge signaled to me to proceed, saying, “Yes, Mr. Pine?,” whereupon the interpreter said, “Ja, Herr Tannenbaum?””で、ドイツ語と英語を理解する読者であれば、何の説明もなく面白さを理解できるところだ(Gaiba, 1998, p. 107)。この逸話が面白いのは、通常は他言語に変換しない固有名詞も通訳してしまったこと、そして通訳された結果「パイン」が「モミ

の木」になってしまったことの 2 つだ。この箇所を訳すには、いくつかの方法が考えられる。“Pine” が日本語で「モミの木」の意味であり、それが同じ意味を持つドイツ語の“Tannenbaum” に置き換わったことを訳注を添えて解説することや、“Pine” や “Tannenbaum” にそれぞれ「パイン」、「モミの木」とルビを振ることも可能だろう。しかし、解説のかたちでは冗長になって可笑しさが伝わらないし、ルビのかたちでは固有名詞が他言語に置き換えられてしまった面白みが出せない。そのため訳者は、「“Pine” という名前すらドイツ語に訳し」という原文にはない説明を文中に加えることにした。訳注も場合によっては非常に有効な手段であるが、「冗談も説明されると面白くない」というように、原文の「面白さ」を殺さないためにはわざわざ注を設けて解説するのはこの状況では避けたほうがよいと考えた。また、ルビを振るにしても、“Yes, Mr. Pine?” や “Ja, Herr Tannenbaum?” というかたちで固有名詞以外の単語も本書からそのまま引用していることから、“Pine” や “Tannenbaum” だけに限ってルビを振るわけにはいかず、かといって固有名詞以外にもルビを振ると何を強調したいのか分からなくなってしまう。以上から、原文にはない説明を過度にならない程度に訳文に加え、原文の引用の隣に和訳を併記するかたちが最も適切だと判断した。

最後に「4.類義語で言い換え」だが、この方法は「音でも意味でもない翻訳」に分類され(藤濤, 2007, p. 60)、今回の翻訳では特に人名が繰り返される際に用いた。本書に登場する人名には聞き慣れないものや長いものもあり、繰り返すとしつこくなることから、訳文が冗長になるのを防ぎリズム感を維持するためにも肩書きや役職で代用したのは非常に有効だったと考える。

2.2.2 その他の表記

藤濤の上記の研究では、外国語の表記を固有名詞に限っているが、同じ考え方を使って外国語を訳文に引用する際の表記方法についても考えることが可能だろう。今回の翻訳では、表 1 で触れたもの以外に以下の 2 つの方法をおもに使用した。

(表 2) 翻訳にあたって使用した外国語の表記方法一覧(表 1 で触れたものを除く)

翻訳方法	例
1. 複写、音の適応、注	<small>エントレーズング</small> endlösung(最終解決)
2. 複写と注	motivation(動機)

「1.複写、音の適応、注」と「2.複写と注」は、基本的には同じアプローチだが、元の言語がドイツ語か英語かで「音の適応」を採用するか否か判断した。元の言語がドイツ語の場合のみ「音の適応」を採用したが、これは、ドイツ語の発音が英語の発音に比べ読者に馴染みのないものである可能性が高いことを考慮した結果だ。一方、英語については、文部科学省が 2011 年 6 月に発表した「国際共通語としての英語力向上のための 5 つの提言と具体的施策～英語を学ぶ意欲と使う機会の充実を通じた確かなコミュニケーション能力育成～」の概要によれば、2011 年春から英語が小学校の必修科目として義務教育に取り入れられただけでなく、中学校では英語の授業時数が約 3 割増となり、高等学校では外国語の「授業を英語で行なうことを基

本とする」など、以前に比べ英語教育にいつその重点が置かれるようになってきていると考えられる。このことから基本的な英単語の読み方を学校教育で学ぶ人は多いと考えられ、また、ニュルンベルク裁判や通訳・翻訳に関心があるという読者層を考えると、英語での「音の適応」は必要ないと言えるだろう。しかしドイツ語の場合はそうとは限らない。「音の適応」がないと、原文から単語を引いても読者にとっては意味をなさない単なる文字の羅列になってしまう恐れもある。また、「音の適応」を行なうことが、ドイツ語という異言語の形式を読者が受け取る一助ともなることから、ドイツ語を引用する場合に限って「音の適応」を採用することにした。

このように、訳者が用いた固有名詞の翻訳方法および外国語の表記方法を振り返り、藤濤が『翻訳行為と異文化コミュニケーション』67頁に記載している図と比べると、訳者が選択したのは起点テキスト寄りの手法が多かったことが分かる。起点テキストに縛られず、読者にとって受け入れやすい翻訳を意図する「スコプス」に照らすと、読者が読みやすいようにとの意図を持って下した判断でも、結果的にスコプスと合致していないように感じられる。しかし同時に、例えば起点テキストに固有名詞がないのに訳者が命名してしまう「創造」などの手法は、起点テキストから大きく外れる点で訳者の倫理にも関わる。訳者の倫理と介入については後に詳しく説明するが、そこで固有名詞の表記に関しても改めて簡単に触れたいと思う。

2.3 明示化

「明示化」の概念を取り入れたのはジャン＝ポール・ヴィネイ(Jean-Paul Vinay)とジャン・ダルベルネ(Jean Darbelnet)で、「起点言語では文脈や状況から明らかであるために表さなかった暗示的な情報を、目標言語では明示的に表す」のが明示化である(Vinay and Darbelnet, 1995, p. 342)。今回の翻訳では、2カ所でのこの方法を用いた。まず第3章で、法廷での録音・録画機材の設置について述べた箇所に登場する“camera”という単語である。”In addition to the sound recording, three cameras recorded both images and sound.”とある(Gaiba, 1998, p. 96)。この“camera”を第1稿では単に「カメラ」と訳していたが、指導教官より「何か説明が必要なのでは」との指摘を受けた。確かに日本語で「カメラ」と言えば、まず思い浮かべるのは録画用のビデオカメラではなく写真機だ。しかし原文では“both images and sound”と続いたため写真機でないことは明白であり、「カメラ」という訳出だけでは誤解を招く恐れもある。そこで第2稿では、写真機ではなく録画用の機材であることを明確にするため一歩踏み込んで説明を付加することにし、結果、時代背景を考えて「8 ミリカメラ」とした。起点テキストでは明確に述べられていないが、その意味するところを目標テキストで言語化したという明示化のひとつの例である。

もうひとつの例は、書証の「誤訳」として本書に取り上げられた“clearing of the Rhine”と“liberation of the Rhine”に関連する箇所での、“free”の訳し方だ(Gaiba, 1998, p. 109)。本書では”the German intention to free the Rhineland”と使われている(前掲:p. 109)。この“free”は、文字どおり訳せば「解放する」、「自由にする」、「(場所などを)使えるようにする」という意味で(ジーニアス英和大辞典, 2001-2002)、訳者も第1稿では「ラインラントを解放しようという意

志」と訳していた。しかし、「解放する」は「束縛や制限を解いて自由にする」ことを指し(明鏡国語辞典, 2002-2004)、「人質を解放する」、「抑圧から解放される」という例文からも分かるように良い響きを持つ語彙である。そのためこの訳を一読すると、ドイツがラインラントを解放しようと考えていたのがなぜ戦争犯罪に問われるようなことなのか、矛盾するように聞こえ分りにくい。しかし、この“free”という語がドイツの視点で使われていることに注意が必要だ。ドイツから見た「解放」とはつまり、ラインラントを敵の手から奪い(つまり「解放」し)、自国の占領下に置くことを意味する。実際ドイツは1936年、ヴェルサイユ条約およびロカルノ条約を破棄して非武装地帯だったラインラントに進駐した。この歴史的背景を知らないことには、本書の“free”が語ろうとする、ドイツのラインラント侵攻を思い浮かべることは難しいだろう。原文には明確に述べられていないからだ。欧米の文化圏、特にヨーロッパに育った読者なら、改めて説明されるまでもない事柄かもしれない。しかし日本の読者の中には、ヨーロッパの歴史に馴染みがなく、翻訳を読んで「解放」を良い意味にとらえて混乱する場合もあるかもしれない。こう考えたため、「ドイツから見た解放、つまりドイツによる占領」であることが、ヨーロッパの歴史に詳しくない読者にも訳文から読み取れるよう“free”を明示化し、「ラインラントを敵から解放し自国の占領下に置こうという意志」と説明を加えることにした。この場合、訳注を付すことで対処する方法もあっただろう。しかし、ここは原文に訂正が必要なわけでも、長々とした説明を加えることが必要なわけでもない。ヨーロッパの歴史を詳述するのが原文の該当箇所の意図ではないからだ。そのため、欧米の読者なら暗黙のうちに認識できるがために明示されていないと考えられる歴史的背景を、訳文で明確に記せば十分に対処できると考えた。そのため、訳注ではなく明示化の手法を使って対応することにしたのである。

以上、明示化について訳文から2つの例を挙げて考察した。最後に、翻訳者の倫理と介入、可視性について、これまでの論点にも再度触れながら以下に述べたい。

2.4 翻訳者の倫理と介入

翻訳者の倫理については、これまでもさまざまな議論がなされてきた。翻訳者は誰にとって、あるいは何にとって誠実であるべきなのか。訳文に、「翻訳者」という著者ではない人間の存在を反映させていいのか。「非倫理的」だと思われる原書の翻訳を翻訳者は拒むことができるのか。

アンドリュー・チェスタマン(Andrew Chesterman)は、翻訳者の倫理を取り巻く問題を大きく2つに分類している。「マクロ的倫理問題(macro-ethical matters)」と「ミクロ的倫理問題(micro-ethical matters)」だ(Chesterman, 1997, p. 170)。マクロ的倫理問題が扱うのは翻訳者と翻訳者を取り巻く世界との関係で、翻訳者が社会において果たす役割や有する権利、翻訳の対価、翻訳者と顧客との権力構造などが含まれる。一方、ミクロ的倫理問題が扱うのは、翻訳者と翻訳されるテキストとの関係で、翻訳の方略や戦略がここに含まれる。ここではミクロ的倫理問題に絞って、訳者が翻訳にあたり選んだ方略を、倫理・介入という視点から分析したい。

そもそも翻訳者の倫理とは何か。これを定義するのは簡単ではなく、ピムが指摘するように時代の変遷に伴い何を翻訳者の倫理とするかも変化する(Pym, 2003)。伝統的な考え方では、「起点テキスト、起点テキストの著者、起点テキストあるいは著者の意図、または、このような方向性にあるもののうち、いずれかに忠実であること」が翻訳者の倫理とされている。目標テキストではなく起点テキストに忠実であるとされている以上、翻訳者は実質的に「手を縛られており」、自由な行動をとる余地はほとんど残されていない(前掲)。しかしピムによると(前掲)、起点テキストに基づくこのような倫理観は、スコポス理論の登場によって大きな転換を迎えることになる。前述のようにスコポス理論では、目標テキストを利用する側に資するような翻訳が求められ、翻訳者の倫理も、目標テキストの利用者が求める目的を達成できたかどうかにより定められるからである。このような複雑な状況に置かれて翻訳者はどうしたらよいのだろうか。起点テキストと目標テキストのどちらを選択するか決めて、そこで求められる倫理観に従うほかないのだろうか。クリスティーネ・ノード(Christiane Nord)は、この問いに対するひとつの答を提示している。ノードは、翻訳者の倫理的義務はテキストだけでなく、送り手、受け手、クライアントといった、翻訳者が関わりを持つあらゆる当事者に対し発生するとした(Nord, 1997, p. 125, 127-128)。ピムが指摘するように(Pym, 2003)、ノードのこの考え方は、例えばクライアントと実際のエンドユーザーから異なる「忠誠」を要求された際、その狭間に立った翻訳者がどのような行動をとるべきのかなどといった問いには答えることができず、翻訳の現場に適用するには不十分な側面もある。しかし、起点テキストと目標テキストの二者択一ではない新たな可能性を提示している点で意義があるのではないだろうか。

実際、今回の翻訳でも、著者と読者のどちらに対する忠誠を維持すべきか、迷う場面は多々あった。しかしそれぞれの場面で、著者を取って読者を捨てる、あるいはその逆といった極端な手段ではなく、できるだけ双方への忠誠を保てる方法もあるのではないかと考え、そのような方法を選択するように心がけた。前述の「訳注」という手段や、固有名詞の翻訳がその例だ。以下にもう少し詳しく見てみよう。

まず訳注だが、訳文では2カ所に付した。ひとつは「スコポスの定義」で触れた通訳の歴史に関する箇所(Gaiba, 1998, p. 27)、もうひとつは“three consecutive interpretations”の処理である(前掲:p. 38)。いずれも原文の情報が不十分あるいは不正確である可能性が高い箇所だ。訳注というかたちでなくとも、断りなしに情報を訂正して訳したり、内容を補足したりする解決策はある。こうした手法では、著者が執筆の段階で意図した内容の痕跡は残らないが、「正確な情報を与える」というスコポスには添っているわけであり、目標テキストの視点に立てば何ら問題はないはずである。しかし従来の翻訳者の倫理に照らして考えれば、翻訳者が起点テキストの制約を超えて積極的な行動をとっており、倫理に反していることになる。しかし、「訳注」はどうだろうか。原文の記述に手を加えることなく訳出し、そのうえで必要な訂正や情報の追加を行なう。著者の声と訳者の声明確に分かれて同時に存在し、しかも著者に対しても読者に対しても果たすべき役割をきちんと果たしている。その意味で、両者に対し忠誠を尽くしたことになるのではないか。

次に固有名詞の翻訳だが、上記に詳述したように、ドイツ語に馴染みのない読者でも音や形式に戸惑わないよう、あるいはより積極的に新たな知識を得られるようにすること、また、音と意味とが一体となって耳から入ってくるという、本書に描かれた情景を文字でできるだけ忠実に再現し読者に届けることをねらって多様な方略を意識的に選択した。これは、目標テキストの視座に立ったものである。その一方で、勝手に名前を付け加える「創造」や、「ハンス」を「一郎」に変える「帰化」といった、藤濤が指摘する最も目標テキスト寄りの手法を選ばなかったのは、著者の意図を考慮してのことだ。つまりここでは起点テキストへの配慮が働いていることになる。このように、目標テキストの利用者の求めるスコプスに忠実であろうとしながらも、どこまで極端にそれを押し進めるかという度合いを、起点テキスト側に立つ著者の意図を汲むことで判断したのである。目標テキスト寄りの翻訳方法を選ぶと決めておきながら、固有名詞の翻訳については起点テキスト寄りの手法を選択する結果になったのはこのためだ。著者か読者かいずれかに決めるといふ二者択一でなく、いずれにも可能な限り忠誠を尽くそうとした結果だと言える。

上記のうち、特に訳注は、「注」というかたちで原文に訳者が自らの見解を反映した「介入」であると考えられる。介入は翻訳者の倫理にかなっているのだろうか。再びピムの主張を基に検討してみよう。まず介入の定義についてピムは、「他に選択肢があっても、それらの選択肢を、起点テキストに拠らない意図的な目的により選択しない」こととしている(Pym, 2009)。つまり、起点テキストを基に選択できる手段があっても、それらの選択肢を選ぶのではなく、スコプスに合わせた選択肢を翻訳者が意図的に選ぶことが「介入」だというのだ。さらにピムは、翻訳者が介入することによって、テキストがよりスコプスに添ったものになるのであれば、その介入は「倫理的である」と結論づけている(前掲)。今回、訳者が選択した固有名詞の翻訳方法、外国語の表記方法、明示化、訳注という方略はいずれも、目標テキストの利用者の視点に立ち、できるだけ正確な情報を、全体像が見えるかたちで提示しようというスコプスに添ったものである。そのスコプスがどの程度達成できたかは、目標テキストの利用者に尋ねなければならないが、少なくとも訳者にとっては、介入の目的が起点テキストではなく目標テキストに拠るものだったという点で、このような手段はすべて「倫理的だった」という結論を下すことができるだろう。

2.5 翻訳者と通訳者の可視性

上記では、起点テキストに事実と異なると思われる記述があった場合、および若干の説明が必要と思われる場合に、訳者が「訳注」そして「情報の付加」という介入手段を使って問題を解決したことを述べた。「読者にできるだけ正確な情報を与える」というスコプスに基づいた介入であるが、特に「訳注」を付すという対応は、訳者が「可視化」した例とも考えられる。原書に対し訳者が「訳注」のかたちで自らの見解を表し、訳者の存在を読者に感じさせているからだ。「可視性」という言葉はローレンス・ヴェヌティ(Lawrence Venuti)の理論に登場し、「不可視性(invisibility)」と対をなすものだ。ヴェヌティは「不可視性」という言葉を、「現代のイギリス・アメリカ文化において翻訳者がおかれた状況とその活動を記述するために」用いており、「翻訳が翻訳ではなく『原著』であるかのような」読みやすい目標テキストを翻訳者が産出することで不可視性が生じるとする(Venuti, 2008, p. 1)。おもに言語面・文体面および文化面で読み手が

翻訳を奇異に感じるかどうかを基準に、奇異に感じれば翻訳者は「可視的」な存在に、奇異に感じなければ「不可視的」な存在になる。今回、「訳注」を付けて介入を行なったが、これは翻訳者の存在が明確に読者に伝わるという意味で、訳者が「可視化」した例だと言えるだろう。

「可視性・不可視性」の概念は、翻訳者だけでなく通訳者にもあてはまる。通訳者が「導管」、「透明人間」、「黒衣」などと描写されるのは、通訳者が「見えない存在」あるいは「見えてはいけない存在」(鳥飼, 2007, p. 1)、つまり不可視的でなければならないとの考えがあるためだ。このように、「可視性」・「不可視性」の概念で同じように語ることでできる翻訳者と通訳者だが、相手に訳者の存在を感じさせることの是非については両者の間に微妙な違いがあるように思われる。ここでは、「翻訳者の介入」の延長として、翻訳者と通訳者における可視性の違いを、元の記述や発言に何らかの誤りや情報の不足があった場合の対処に限って簡単に考察してみたい。

まず翻訳者の可視性についてだが、広く認識されている事柄と異なると思われる記述が原書に見られた場合、あるいは情報の不足があった場合、翻訳者はさまざまな対応をすることができる。積極的な介入を行ない、原文に加筆・修正という手を加えること、あるいは今回、訳者が行なったように、「訳注」という手段を用いることも可能だ。一方、通訳者の可視性はどうか。通訳者も、同じ状況でさまざまな対応ができる。明らかに話者の発言に誤りがあるとの確信があれば、積極的な介入を行ない話者の発言を変えて通訳することもできるし、あるいは原発言の誤りは誤りのまま、言われたとおりに通訳する手段もある。話者がすぐ隣にいれば発言の真意を聞き返して確認の取れた内容を通訳することも可能だ。この意味で、場合に応じて介入を行なう余地と手段が与えられているのは両者も同じだ。しかし通訳者が翻訳者と違うのは、翻訳者にとっての「訳注」である、「原発言の意図はおそらくこうだろう」という自らの見解を、訳者という立場を明らかにしながら通訳の際に差し挟むことができない点だ。つまり翻訳における「訳注」のように、元の発言を残しながら訳者の見解も同時に示す手段が通訳の場合はないのだ。翻訳の場合は、訳注という手法で著者と訳者の見解いずれも伝えることができる。つまり読者の目には「著者」と「翻訳者」の2人がはっきり映ることになり、その意味で翻訳者は可視化しやすい存在だと考えられる。しかし通訳者はそうではない。通訳者が自分の見解を明らかにして聞き手に伝えることはできず、そのため、聞き手にとって、「話者」と「通訳者」の意見の違いは見えない。通訳者はそこに存在しても自らの声を発することはできないのだ。その意味で、通訳者は可視化しにくい存在だと言える。通訳者の役割については、現在は多様な見方が生まれつつある。鳥飼のように、通訳者は実は「透明な存在」などではなく、「異文化接触を橋渡すコミュニケーションの専門家」であり、「自身の判断で自立的に創造性に富む決定を下している」と、通訳者「黒衣」論を再考する見方もある(鳥飼, 2007, p. 378)。しかし、話者の発言の訂正、情報の付加という限定した状況に限った介入について言えば、通訳者は自分の見解を自分の立場を明らかにして伝えることはなく、不可視的な存在である。こう考えると、翻訳者に「訳注」という手段が与えられ、可視化の選択の余地が与えられていることは非常に興味深いことに思われる。

.....
【著者紹介】

津崎由佳子 (TSUZAKI Yukako) 2012 年 5 月 モントレー国際大学会議通訳修士課程修了。

.....
【注】

1. 本稿における日本語への翻訳は、特に記載がない限り著者によるものである。

【参考文献】

藤濤文子 (2007) 『翻訳行為と異文化コミュニケーション——機能主義的翻訳理論の諸相——』
松籟社.

北原保雄 (編) (2002-2004) 『明鏡国語辞典』 大修館書店.

小西友七・南出康世 (編) (2001-2002) 『ジーニアス英和大辞典』 大修館書店.

松縄順子 (監修) (2007) 『ニュルンベルク裁判と同時通訳』 エンタイトル出版.

文部科学省 (2011) 「国際共通語としての英語力向上のための 5 つの提言と具体的施策～英語
を学ぶ意欲と使う機会の充実を通じた確かなコミュニケーション能力の育成に向けて～」

[Online] http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/082/houkoku/1308375.htm

(2012 年 3 月 14 日)

アンソニー・ピム (2010) 『翻訳理論の探求』 みすず書房.

武田珂代子 (2008) 『東京裁判における通訳』 みすず書房.

鳥飼玖美子 (2007) 『通訳者と戦後日米外交』 みすず書房.

Baigorri-Jalón, J. (2000). Bridging the language gap at the United Nations. *UN Chronicle*, 1,
84-85.

Chesterman, A. (1997). *Memes of translation: The spread of ideas in translation theory*.
Amsterdam/ Philadelphia: John Benjamins.

Gaiba, F. (1998). *The origins of simultaneous interpretation: The Nuremberg trial*. Ottawa:
University of Ottawa Press.

Kurz, I. (1985). The rock tombs of the princes of Elephantine: Earliest references to interpretation
in Pharaonic Egypt. *Babel*, 31(4), 213-218.

Nord, C. (1997). *Translating as a purposeful activity: Functionalist approaches explained*.
Manchester: St. Jerome Publishing.

Pym, A. (2003). Translational ethics and electronic technologies. In *Anthony Pym*. [Online]
<http://usuaris.tinet.cat/apym/on-line/translation/translation.html> (Feb.10, 2012).

Pym, A. (2009). On the ethics of translators' inventions. In *Anthony Pym*.
[Online] <http://usuaris.tinet.cat/apym/videos.html> (Feb.10, 2012).

Vinay, J.-P. and J. Darbelnet (1958/1972) *Stylistique comparée du français et de l'anglais: méthode de traduction*, Paris: Didier, translated and edited by J.C. Sager and M.-J. Hamel

- (1995) as *Comparative stylistics of French and English: A methodology for translation*. Amsterdam/ Philadelphia: John Benjamins.
- Venuti, L. (2008). *The translator's invisibility: A history of translation* (2nd ed.). London: New York: Routledge.
- Vermeer, H. (1996). *A Skopos theory of translation (Some arguments for and against)*. Heidelberg: TEXTconTEXT.